

「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画」（素案）について

1 計画の趣旨

平成30年10月に施行された「ギャンブル等^{*}依存症対策基本法」において、都道府県における推進計画策定が努力義務とされており、本県の地域の実情に即した計画を策定し、ギャンブル等依存症対策を推進します。

※ギャンブル等…法律の定めるところにより行われる公営競技、
ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為

2 基本理念

すべての県民がギャンブル等依存症に関する正しい知識を共有し、適切な支援につながる、安心して健康で幸せに暮らせる徳島づくりを目指す。

3 計画期間

令和2年度から令和5年度までの4年間

4 本県の状況

- ・ギャンブル等の環境に関する状況
- ・ギャンブル等依存症の治療及び相談の状況

5 取組方針及び内容

(1) 各段階に応じたギャンブル等依存症対策の実施

① 予防啓発

各世代に対する啓発に努め、ギャンブル等依存症に対する理解を進める。

- ・学校や地域での啓発の実施
- ・関係機関への研修による支援体制の強化

② 相談・医療

ギャンブル等依存症の進行防止のための早期発見・早期介入を進めるための環境整備を図る。

- ・ギャンブル等依存症が疑われる方や家族の方が適切な支援につながりやすくするよう相談・治療先の周知

③ 再発防止・社会復帰

社会復帰や回復に向けた支援に関係機関が連携して取り組む。

- ・精神保健福祉センター、医療機関において、自助グループと連携し、回復に向けた支援の実施

(2) 支援体制の充実

地域における相談機関及び専門医療機関等の連携推進

6 スケジュール

令和2年1月まで	パブリックコメント実施
2月	計画策定検討会議
3月	最終案議会報告
3月	策定